

林業従事者確保促進事業実施要領

この要領は、熊本県林業従事者育成基金（以下、「基金」という。）が「熊本県豊かな森林づくり人材育成事業」のうち、「林業従事者確保促進事業（以下「事業」という。）」を実施するため、必要な事項について定める。

第1条 事業の目的

給与形態に一部月給制または月給制（以下、「月給制等」という。）を導入し、経営コストカットや生産性・収益性向上等の取組みを行った認定事業体を支援し、認定事業体における所得給与の安定を図ることを目的とする。

第2条 事業の内容及び助成要件等

1 事業の内容

給与形態に一部月給制、または月給制を導入した認定事業体が、経営コストカットや生産性・収益性向上などの取組みを行ったことで要した経費に対して助成する。

2 事業実施主体

県内の認定事業体とする。

3 助成金の額

基金は、経営コストカットや生産性・収益性向上等の取組みに要した経費について別表2の金額を上限に助成する。

4 助成対象となる取組

基金が助成対象とする取組は、事業実施年度の属する4月1日から実績報告を行うまでに実施した別表1の取組とする。ただし、記載のない取組みについても、協議を行い適当と認められる場合は助成対象とする。

なお、他の助成事業の取組と重複する場合は助成対象外とする。

5 助成にあたっての要件

次の要件を満たすものとする。

（1）月給制等の導入

給与形態として月給制等を新たに導入すること。

また、月給制等の導入は、事業実施の初年度に行うこと。ただし、年度内であれば時期を問わない。

なお、月給制等導入の対象とする従事者は、熊本県内に所在する事業所（本所又は支所及び担当区等。）に正規雇用される常用の林業労働者（林業に年間就業日数の1/2以上且つ年間105日以上従事している労働者）とし、専ら県外の事業所（支所又は担当区等。）に勤務する者を除くものとする。

第3条 事業実施の計画

1 事業計画承認申請

事業を実施しようとする林業事業者は、理事長が別に定める日までに、事業計画承認申請書（別記第1～2号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

なお、月給制の導入により2箇年に渡り助成を受ける場合は、1年目の事業計画承認申請時に2年目分の事業計画も併せて申請し、承認を受け、次年度は事業計画承認申請を省略するものとする。

2 事業計画承認

理事長は、事業計画承認申請書を受理し、審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して計画承認通知（別記第3号様式）をするものとする。

第4条 助成金交付申請

1 助成金交付申請

第3条の2の承認を受けた者は、助成金交付申請書（別記第4号様式）に必要な添付資料を添えて理事長に提出するものとする。

なお、月給制の導入により2箇年に渡り助成を受ける場合は、2年目分の助成金交付申請は2年目に提出するものとする。

2 助成金交付決定

理事長は、前項の助成金交付申請書を受理し、審査のうえ助成することが適当と認めるときは、当該申請者に対して予算の範囲内で交付決定通知（別記第5号様式）をするものとする。

第5条 事業内容の変更

1 事業計画及び交付決定後の変更

第3条の事業計画承認及び第4条の助成金の交付決定を受けた者は、補助事業等の内容等について以下（1）に掲げる変更事由を生じたときは、速やかに変更申請書（別記第6号様式）に事業実施変更計画確認表（別記第2号様式）を添えて、を理事長に提出するものとする。

（1）助成金額の変更

2 事業計画変更決定、交付の取消し、又は変更交付決定

理事長は、前号の変更申請書を受理したときは、内容を審査のうえ適当と認めるときは、当該申請者に対して事業計画の変更をするときは計画変更承認通知（別記第7号様式）、交付決定を取り消しするときは、交付決定取消通知（別記第8号様式）、又は交付額を変更するときは、変更交付決定通知（別記第9号様式）をするものとする。

第6条 実績報告

助成事業者等は、理事長の定めるところにより、助成事業等が完了したとき（助

成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、助成事業等の成果を記載した助成事業等実績報告書(別記第10号様式)に理事長の定める書類を添えて理事長に報告しなければならない。

第7条 助成金の額の確定

理事長は、助成事業等の完了又は廃止に係る助成事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、その報告に係る助成事業等の成果が助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金等の額を確定し、当該助成事業者等に交付確定通知(別記第12号様式)をするものとする

第8条 助成金の請求等

1 助成金の請求書

第7条の助成金の額の決定を受けた者は、助成金請求書(別記第13号様式)により請求するものとする。

2 助成金の支払い

理事長は、前項の請求書を受理したときは、請求書を審査の上支払うものとする。

第9条 助成金の返還

理事長は、助成金を交付した年度の翌年度から起算して5年以内に、基金の助成事業の趣旨、目的に反し不正又は虚偽の申請が認められたときは、既に交付した助成金の一部又は全部について返還を求めることができる。

第10条 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

付則

(施行日)

1 この要領は、令和6年10月3日から施行する。